

2 報告第2号関係

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第2項に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居することとなり、又は当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは</u>出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、<u>又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された</u>後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p>

改正後	改正前
<p><u>第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、<u>又は</u>出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を<u>失った</u>後、当該産前の休業<u>又は</u>出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居することとなり、又は当該子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1</p>	<p><u>(2)～(5)</u> 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは</u>出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を<u>失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された</u>後、当該産前の休業<u>若しくは</u>出産に係る子<u>若しくは</u>同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1</p>

改正後	改正前
<p>項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>項の育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。</p>